

<研究ノート>

東京にあった外交団 1887年-1911年 (1)

川崎 晴朗*

The Diplomatic Corps in Tokyo 1887-1911 (1)

Seiro KAWASAKI *

要 約

外務省外交史料館に保存されている外交団リストの最古の版は1911年6月版であるが、1985年10月、ハワイ王国の駐日総領事（のち弁理公使）であった Robert Irwin の孫が外交史料館に寄贈した文書群（いわゆる「アーウィン文書」）に1887年1月版の外交団リスト並びに同年1月及び10月版の領事団リストが含まれている。本稿は1887年（明治20年）から1911年（明治44年）までの四半世紀における在京外交団の動きを追跡したもので、2部に分けて発表する。筆者がこれまでに『外務省調査月報』に寄せた諸稿に本稿を合わせることにより、幕末から1911年までの外交団リストの「再製」という筆者の長年の作業は一応終結する。

1887年から1911年までの約25年間は、見方次第では日本外交の「黄金時代」であったといえよう。この期間に日本の国際的地位は向上し、これを反映して諸外国の駐日外交使節の数は増加し、また彼等の一部は特命全権公使から特命全権大使に昇格した。

Abstract

It is not known exactly when the Ministry of Foreign Affairs of Japan, set up in August 1869, started the publication of the Diplomatic List. It so happens that in October 1985 the grandson of H.E. Mr. Robert Irwin, the Consul General (later Resident Minister) representing the Hawaiian Kingdom in Japan, donated to the Ministry's Diplomatic Record Office the January 1887 edition of the Diplomatic List and the January and October 1887 editions of the Consular List of Japan.

The oldest extant Diplomatic List and the Consular List preserved at the Diplomatic Record Office are the June 1911 and the May 1918 editions respectively.

This article is an attempt to cover the period between January 1887 and June 1911 and reconstitute, to the extent possible, the missing Diplomatic List during this period.

During this period, about a quarter of a century long, Japan overcame countless difficulties facing her and eventually attained a parity with European powers and the United States. As a consequence, the diplomatic corps in Japan underwent many changes: the number of foreign missions in Tokyo increased and some heads of mission attained the rank of Ambassador.

* 愛知大学、University of Aichi Institute of International Affairs

はじめに

本稿の表題は「東京にあった外交団 1887年-1911年」であるが、これには若干の説明が必要である。

(1) 江戸または東京に外国公館がはじめて置かれたのは幕末の1859年7月(安政6年6月)である。幕府は外交団リスト・領事団リストを作成しなかった。外務省は1869年8月15日(明治2年7月8日)の創設であるが、同省がいつ外交団リスト及び領事団リストの刊行を開始したか、正確には明らかにし得ない。外務省外交史料館に蔵置されている『各国外交官及領事官其他リスト雑纂(在本邦之部)』(6.1.8.7-1)第2巻等いくつかのファイルに初期の外交団リスト及び領事団リストが綴じ込まれており、最も古い版は外交団リストについては1911年(明治44年)2月版、また領事団リストについては1918年(大正7年)5月版である。(外交団リストは*Liste du Corps Diplomatique à Tokio*、また領事団リストは*Liste des Personnes des Consulats Étrangers au Japon*とそれぞれ題されている。)

しかるところ、1985年(昭和60年)10月、ハワイ王国の駐日総領事(のち弁理公使)であったRobert Walker Irwinの孫にあたる人物が外務省外交史料館に、いわゆる「アーウィン文書」⁽¹⁾を寄贈した。そして、これに1887年(明治20年)1月版外交団リスト(*Liste des Personnes des Légations Étrangères au Japon*と題されている。)及び同年1月版及び10月版領事団リスト(*Liste des Consuls Étrangers*と題されている。)が含まれていた。したがって、それぞれ1911年2月及び1918年5月以前の外交団リスト及び領事団リストは欠けているものの、1887年当時の外交団及び領事団の状況については公式な資料で描出することが可能となったのである。下記(2)

で述べるように、筆者は『外務省調査月報』の紙面を借りて、1911年2月及び1918年5月以前の外交団リスト及び領事団リストの「再製」を試みた。(ただし、領事団については江戸及び東京にあったものに限る。)

本稿は、各種資料により1887年1月から1911年2月までの駐日外交団の状況を描出したものである。前述のようにこの期間については外交団リストが欠如しているが、本稿によりある程度までこれを「再製」することができたのではないかと考えている。今後は、幕末から1918年(大正7年)5月までの期間につき、日本各地(江戸・東京を含む。)にあった領事団の状況を描出することとしたい。

(2) 筆者は『外務省調査月報』に以下の如く6回にわたり寄稿し、これにより1859年7月から1887年までの期間における外交団リスト及び領事団リストの「復元」を試みた。

「江戸にあった外国公館」

1987年度 /No. 1

「明治時代の東京にあった外国公館」(1)

2010年度 /No. 2

「明治時代の東京にあった外国公館」(2)

2012年度 /No. 2

「明治時代の東京にあった外国公館」(3)

2013年度 /No. 1

「明治時代の東京にあった外国公館」(4)

2014年度 /No. 1

「明治時代の東京にあった外国公館」(5)

2014年度 /No. 2

本稿は、ある意味では上記諸論文につづくものである。なお、この研究の性格に鑑み、本稿及び上記諸論文との間に若干の重複がある点、あらかじめお断りしておきたい。

(3) 鹿島守之助『日本外交政策の史的考察』(4版; 巖松堂、1951年)⁽²⁾は日清戦争直後の「三国干渉」から日ソ国交の確立にいたるまで、すなわち1895年(明治28年)より1925

年（大正14年）までのほぼ30年間の日本の外交政策の内容を解明することを試みた労作であるが、本稿が扱う期間は1887年（明治20年）から1911年（明治44年）までであって、『日本外交政策の史的考察』のそれとは異なる。それはともかく、同書の英訳 *The Emergence of Japan as a World Power 1895-1925*⁽³⁾ は、その序文で1895年から1925年までの期間を“the golden age of Japanese diplomacy, a period which saw Japan...attain parity with other powers”であると述べ、また日本はこの期間に“a place among the most powerful nations of the world”を獲得するに至った、と記述している（5頁）。

本稿が扱う期間は、前述したところから明らかなように、いわば偶発的に決定されたものであるが、この約四半世紀の間においては日清戦争（1894年8月—1895年4月）、陸奥改正条約の実施（1899年7月17日、フランス及びオーストリア・ハンガリーについては8月4日より実施）、第1回日英同盟の締結（1902年1月）、日露戦争（1904年2月—1905年9月）、桂・タフト覚書の成立（1905年7月）、第2回日英同盟の締結（1905年8月）等、日本を当事者とする重要な国際案件が数多く発生し、日本は総力を挙げてこれら事案に対処し、世界の注目を浴びた。この期間における日本の国際的地位の向上を反映して日本に外交使臣を常駐させる外国の数は増え、またこれら使臣で特命全権大使の資格をもつ者が増加した。本稿により、1887年から1911年までの間、駐日外交団に生じたこのような変化の一面を示すことが可能となろう。

I 1886年末から1911年初頭までの外交団

（1）「はじめに」で言及した1887年（明治20年）1月版の外交団リスト、*Liste des Personnes des Légations Étrangères au Japon* は1886年（明治19年）末の駐日外交団の姿を示

すものと考えてよいであろう。その内容は『外務省調査月報』2014年度/No.2に掲載した「明治時代の東京にあった外国公館」（5）で詳述した（76-82頁）。また、1911年（明治44年）初頭の外交団の状況は1911年2月版外交団リストに示されており、その詳細は『外務省調査月報』同号で記述した（87-93頁）。

この期間における諸外国の外交団リストは欠如しており、以下その「再製」を試みるが、スペースの関係で各国の外交使節の氏名、資格及び信任日のみを示すこととする。なお、各大・公使館の住所は『外務省調査月報』2014年度/No.2を参照されたい。ただし、朝鮮国公使館の住所は下記（2）で述べる事情で、本稿ではじめて書き加えた。

（2）一つとくに申し上げなければならぬことがある。1887年1月版の外交団リストは朝鮮国の外交代表を載せていない。同国は1887年（明治20年）9月になって日本に初代公使を派遣したので、これは当然のことである。（したがって『外務省調査月報』2014年度/No.2の拙稿「明治時代の東京にあった外国公館」（5）では朝鮮国に触れていない。）また、1905年（明治38年）11月17日に調印された第2次日韓協約（韓国保護条約）で、日本は朝鮮国（1897年〔明治30年〕10月12日、国号は大韓帝国に改定された。）から同国の外交権を掌握した。その結果、1911年2月版外交団リストにはもはや同国の外交代表は掲げられていない。言い換えれば、朝鮮国は外交史料館に保存されている外交団リストがたまたま欠如している期間に、在日外交代表を置いていたのである。本稿では、当然のことながら同国の外交使節について言及した。ちなみに、日本が併合条約に調印、韓国併合を強行したのは1910年（明治43年）8月22日のことである。

（3）派遣国の配列は駐日外交使節の階級に関係なく、1911年2月版外交団リストに掲げられた諸外国（ただし、ハワイ、スウェー

デン及びノルウェーを加えた。)をフランス語によるアルファベット順に改め、配列した。(イギリスは1887年1月版リストでは *Grande-Bretagne*、1911年2月版リストでは *Grande-Bretagne et Irlande*、またオランダはそれぞれ *Hollande*、*Pays-Bas* となっている。)

本稿(1)では、ドイツ、アルゼンティン、オーストリア・ハンガリー、ベルギー、ブラジル、チリ、清国、朝鮮国、デンマーク及びスペインの計10カ国の駐日外交代表を取り上げる。また、(2)では米国、フランス、イギリス、ハワイ、イタリア、メキシコ、ノルウェー、オランダ、ペルー、ポルトガル、ロシア、シヤム、スウェーデン、スウェーデン・ノルウェー及びスイスの計15カ国を扱う。(ノルウェーは1905年〔明治38年〕9月、スウェーデン・ノルウェー連合から分離・独立した。)

(4) 外交使節の信任日(代理の場合は着任日)は主として『明治天皇紀』によった。その場合、各使節の信任日のあと、〔 〕内に関連記事のある巻・頁を示した。他の出典に準拠した場合もある。外務省はかつて『外務省年鑑』を刊行していたが、これに諸外国に駐劄する日本の大・公使の歴任表及び日本に駐劄する諸外国の大・公使の歴任表が掲げられていた。『外務省年鑑』は、現在では閲覧できない。しかし、鹿島平和研究所編『日本外交史』別巻3『年表』(鹿島研究所出版会、1974年)に「各国駐在大・公使一覧」及び「駐日各国大・公使一覧」としてこれら歴任表が再録されている(それぞれ595-644頁、645-728頁)。『明治天皇紀』に関係記事がない場合はこれに依ったことがある。なお、それ以外の出典に依った場合はその旨注記する。

大・公使の離任日は以下の表には掲げなかった。大・公使は離任に先立ち参内し、天皇にお暇を告げ、多くの場合解任状を捧呈するのが常であり、『明治天皇紀』に関連記事が載っていることが多く、スペースの許す限

り注記した。また、大・公使がお暇を告げるために参内する際は次席館員を随伴することがあり、おそらく彼等が大・公使の離任後(具体的には彼等が参内した日と考えてよいであろう)、臨時代理大・公使を勤めたことが想像される。以下の表で臨時代理大・公使の着任日としたのはこのような日付である場合が多い。大・公使が賜暇で帰国する場合にも臨時代理大・公使が任命されるが、そのような場合、臨時大・公使の氏名・着任日等が不明の場合がある。大・公使が賜暇帰国から帰任すると参内して御挨拶をするのが慣例であったようであるが、参内の日付(これは臨時代理大・公使が解任される日でもあろう。)等が判明しない場合がある。これを要するに、本稿では原則として臨時代理大・公使の着任日等につき十分なデータを得られた場合に限りこれを掲げる。(筆者の推定による場合はその旨述べることとする。)

(5) このリストはまだ完全なものではない。いずれ天皇紀、官報等、他の資料で補充し、より完全なリストを作成したい⁽⁴⁾。

(6) なお、筆者が執筆した他の関連資料をあわせ参照頂ければ幸いである⁽⁵⁾。

* * *

1. ドイツ

Theodor von Holleben 特命全権公使(1886年=明治19年3月11日)〔第六、555頁〕

Felix Freiherr von Gutschmid 特命全権公使(1892年=明治25年12月10日)〔第八、173頁〕

Von Treuter 臨時代理公使(1897年=明治30年3月3日)

Casimir Graf von Leyden 特命全権公使(1898年=明治31年3月29日)〔第九、414-5頁〕

Von Wedel 臨時代理公使(1900年=明治33年5月23日)

Emmerich Graf von Arco-Valley 特命全権公使（1901年＝明治34年5月10日）〔第十、61頁〕

Von Erckert 臨時代理公使（1906年＝明治39年2月28日）

Dr. Alfons Freiherr Mumm von Schwarzenstein 特命全権大使（1906年＝明治39年5月22日）〔第十一、555頁〕

Arthur Graf von Rex 特命全権大使（1911年＝明治44年4月19日）〔第十二、593頁〕

○各大・公使の氏名、爵位等については Hans Schwalbe und Heinrich Seemann (eds.), *Deutsche Botschafter in Japan 1860-1973* (Tokyo: Deutsche Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens, 1974) を参照した。

○ von Holleben 公使は Karl von Eisendecker 公使（1875年＝明治8年12月3日信任、同公使については『外務省調査月報』2012年度/No.1、48頁、50頁参照）の後任で、明治天皇に信任されるまで臨時代理公使であった（『明治天皇記』第三、434頁）。

von Holleben 特命全権公使は米国に転動することとなり、1892年（明治25年）1月19日、解任状を捧呈した（『明治天皇紀』第八、8-9頁）⁽⁶⁾。

○ von Gutschmid 公使は帰国することとなり、1897年（明治30年）3月3日、明治天皇にお暇乞いのため参内した（『明治天皇記』第九、210頁）。上表では、von Treuter がこの日、臨時代理公使に任命されたものとした。

○ von Leyden 公使は休暇帰国の途につくこととなり、1900年（明治33年）5月23日、天皇に謁を賜った（『明治天皇記』第九、820頁）。この日付を von Wedel が臨時代理公使に任命された日とした。von Leyden 公使はそのまま日本へは帰任しなかった如くである。

○ von Arco-Valley 特命全権公使は駐ギリシャ公使に任命されたが、1906年（明治39年）2月28日、「解任状到達前（であるが）休暇を得て帰国せんとし、暇を奏せんため参内」した（『明治天皇記』第十一、498頁）。上表では、von Erckert 一等書記官がこの日臨時代理公使に任命されたものとした。von Erckert は1902年（明治35年）7月10日の着任で、von Arco-Valley 公使と共に参内している（『明治天皇記』第十、267頁）。

○『明治天皇記』第十一は、1906年（明治39年）5月22日の項で「是より先、獨逸國は本邦に於ける公使館を大使館に陞し、男爵ドクトル・ムムム・フォン・シュワルツェンスタインを以て本邦駐劄特命全権大使に任ず、是の日シュワルツェンスタイン参内、…信任状並びに前任公使の解任状を上り、…」と述べる（555頁）。von Schwarzenstein 大使の前任地は清国で、1902年（明治35年）7月28日、賜暇帰国の途次日本に来航、参内している（『明治天皇記』第十、272-3頁）。

○ von Rex 特命全権大使の信任状捧呈に際し、明治天皇はモンジェラ参事官（原綴り不明）にも謁を賜った（『明治天皇記』第十二、593頁）。それまで同参事官が臨時代理大使であったと想像される。von Rex 大使は一時不在であった模様で、1911年（明治44年）11月3日の天長節の際、天皇は臨時代理大使フォン・ラドウイツ（原綴り不明）に謁を賜っている（『明治天皇記』第十二、686頁）。

2. アルゼンティン

Don Baldomere García Sagastume 代理公使（1905年＝明治38年7月5日）〔第十一、197頁〕

Silvestre de Marchi 代理公使（1909年＝明治42年10月4日）〔第十二、284頁〕

Dr. Francisco Ortiz 代理公使 (1911年 = 明治44年11月3日) [第十二、686頁]

○García Sagastume 公使はアルゼンティンの最初の駐日外交代表である。2代目の de Marchi 公使は1911年2月版外交団リストの刊行当時は不在であったが、誰が代理を務めていたかを明らかにしていない。

García Sagastume 公使は、1908年(明治41年)4月30日、転勤のため明治天皇に謁を賜った(『明治天皇記』第十二、51頁)。

○de Marchi 代理公使は、1910年(明治43年)2月8日、帰国のため明治天皇に謁して暇を奏した(『明治天皇記』第十二、353頁)。

3. オーストリア・ハンガリー

Karl Graf Zaluski 特命全権公使 (1883年 = 明治16年11月2日 [第六、131頁])

Rüdiger Baron von Biegeleber 特命全権公使 (1889年 = 明治22年3月11日 [第七、240頁])

Heinrich Graf von Coudenhove-Kalergi 臨時代理公使 (1893年 = 明治26年11月27日)

Christoph Graf von Wydenbruck 特命全権公使 (1896年 = 明治29年12月1日 [第九、1-2頁])

Adalbert Ambró von Adamócz 特命全権公使 (1900年 = 明治33年3月12日 [第九、774-5頁])

De Laewenthal 臨時代理公使 (1902年 = 明治35年12月)

Adalbert Ambró von Adamócz 特命全権公使 (1903年 = 明治33年3月12日 [第九、774-5頁])

Adalbert Ambró von Adamócz 特命全権大使 (1907年 = 明治40年3月23日 [第十一、700-2頁])

Guido Baron von Call zu Rosenburg et Culmbach 特命全権大使 (1909年 = 明治

42年3月18日) [第七、200-1頁]

○ペーター・パンツァー著・竹内精二ほか訳『日本オーストリア関係史』(創造社、1984年)の付録「日本駐在オーストリア・ハンガリー外交代表」(204-5頁)を参照した。

○von Biegeleber 公使は、1889年(明治22年)3月2日、まず前任の Zaluski 公使の解任状を大隈重信・外相に提出(『明治天皇記』第七、232頁)、同月11日、みずからの信任状を明治天皇に捧呈した。何故このような手続が取られたのであろうか。信任状捧呈式に際しては、Heinrich von Siebold 書記官が随員の1人であったが(『明治天皇記』第七、240頁)、彼がそれまで臨時代理公使を務めていたのであろうか。

○von Biegeleber 公使は帰国することとなり、1898年(明治26年)11月27日、明治天皇に解任状を捧呈した(『明治天皇記』第八、320-1頁)。von Coudenhove-Kalergi が臨時代理公使に任命されたようである。

○von Wydenbruck 公使は1898年(明治31年)12月10日、帰国のため参内、明治天皇に謁を賜った(『明治天皇記』第九、562頁)。誰が臨時代理公使を務めたのであろうか。

○von Adamocz 大使は1909年1月6日、参内して解任状を捧呈したが、その際、天皇は参事官ジュール・ド・シラッシーに謁を賜った(『明治天皇紀』第十二、172-3頁)。同参事官は Julius Szilassy von Szilas であり、またこの日付は彼が臨時代理大使に着任した日であると考えられるが、上表では省略した。なお、von Adamocz 大使がシャムを兼任していたことは、例えば『明治天皇紀』第十一の記事(391頁、500頁)からも判明する。1905年(明治38年)11月9日、同大使がシャムに赴くにあたって明治天皇に謁を賜った際、オット・フランツ等書記官(原綴り不明)を随伴していたが(『明治天皇記』第十二、51頁)、大使の不在中、

彼が臨時代理大使を務めたのであろうか。

- 『明治天皇紀』第十一によると、1907年（明治40年）12月30日、von Adamócz 大使は東京に帰任したため明治天皇に謁を賜った（858頁）。それまで誰が臨時代理大使を務めたのか、あるいはド・ラッシー参事官であろうか。
- von Adamocz 大使は帰国することとなり、1909年（明治42年）1月6日、明治天皇に解任状を捧呈した（『明治天皇記』第十二、172-3頁）。この際、天皇は参事官ド・シラッシーに謁を賜った（『明治天皇記』第十二、172-3頁）。
- von Call zu Rosenberg et Culmbach 大使が信任された際、天皇はド・シラッシー参事官に謁を賜った（『明治天皇紀』第十二、200-1頁）。同参事官はこの日、臨時代理大使の任を解かれたと考えてよいであろう。また、明治天皇は1911年（明治44年）11月3日、オーストリア・ハンガリー臨時代理大使・男爵ジョージ・フォン・ウント・ツー・フランケンスタイン（原綴り不明）に謁を賜ったが、これは von Call zu Rosenberg et Culmbach 大使がそのころ東京を離れたためではなく、フォン・ウント・ツー・フランケンスタイン臨時代理大使が「著任後未だ謁を賜はざるを以てなり、」という（『明治天皇記』第十二、686頁）。
- 1909年（明治42年）3月18日、von Call zu Rosenberg et Culmbach 大使が明治天皇に信任状を捧呈したが、このとき天皇はド・シラッシー参事官にも謁を賜った。
- von Call zu Rosenberg et Culmbach 大使はシャムを兼任しており、1909年（明治42年）11月17日、同国に赴くにあたり謁を賜った（『明治天皇記』第十二、313頁）。1911年（明治44年）3月23日、休暇で帰国する際も謁を賜っている（『明治天皇記』第十二、573頁）。それぞれの場合につき、誰が臨時代理大使を務めたのであろうか。

4. ベルギー

- George Neyt 特命全権公使（1885年＝明治18年2月17日）〔第六、363頁〕
 - Baron Albert d'Anethan 特命全権公使（1893年＝明治26年10月11日）〔第八、298頁〕
 - Mareheune 臨時代理公使（1897年＝明治30年3月3日）
 - Baron Albert d'Anethan 特命全権公使（1897年＝明治30年12月1日）
 - Georges de Man 臨時代理公使（1901年＝明治34年12月13日）
 - Baron Albert d'Anethan 特命全権公使（1902年＝明治35年12月）
 - Moulaert 臨時代理公使（1906年＝明治39年7月16日）
 - Charles de Royer 臨時代理公使（1907年＝明治40年2月11日）
 - Baron Albert d'Anethan 特命全権公使（1907年＝明治40年4月）
 - Henry de Woelmont 臨時代理公使（1909年＝明治42年3月19日）
 - Baron Albert d'Anethan 特命全権公使（1910年＝明治43年2月）
 - Baron Henry de Woelmont 臨時代理公使（1910年＝明治43年7月25日）
 - Comte Philippe de Beautfort 臨時代理公使（1910年＝明治43年12月）
 - Comte Georges della Faille de Leverghem 特命全権公使（1911年＝明治44年4月29日）〔第二、598頁〕
- Neyt 公使は1893年（明治26年）6月25日、賜暇帰国せんとするを以て参内、明治天皇にお暇を乞うたが（『明治天皇記』第十二、866-7頁）、そのまま帰任しなかったようである。臨時代理公使が誰か明らかでない。
 - Baron Albert d'Anethan 公使は賜暇帰国につき1897年（明治30年）3月3日、1901年（明治34年）12月13日、1906年（明治39年）

7月16日及び1909年(明治42年)3月19日の4回拜謁している(『明治天皇紀』第九、210頁、第十、165頁、第十一、591-2頁、第十二、201頁)。毎回、臨時代理公使が任命されたが、第1回については Mareheune、また第2回については de Man (参事官で、d'Anethan 公使の拜謁に同行した。)、第3回については Moulaert 及び de Royer、また第4回については de Woelmont がその任にあたったと思われる。上表では、彼等の着任日をそのように記載した。なお Moulaert についてであるが、『明治天皇紀』第十一によると、ベルギーの臨時代理公使のローマン・デルトビュエ(原綴り不明)が1906年(明治39年)11月3日、明治天皇より謁を賜ったが、「(彼は)去る八月以来其の職にあり、今般敬意を表せんため謁見を請へるなり、」という(629頁)。ローマン・デルトビュエも臨時代理公使を勤めたかも知れない。また、de Royer 臨時代理公使は1907年(明治40年)2月11日、参内した。『明治天皇紀』第十一は、彼が「著任後未だ謁を賜はらざるを以て、是の日...謁を...賜ふ、」と述べている(685頁)。上表では、仮にこの日付を de Royer が臨時代理公使に着任した日とした。

○d'Anethan 公使は任期が長く、帰国のうわさが絶えなかったようである。同公使が1906年7月、賜暇帰国のお暇乞いとしては3回目の謁を賜った時、明治天皇は彼に宸餐に陪せしめ、また御紋付き銀製花盛器を賜ったが、これにつき『明治天皇記』第十一は「ダヌタン転任の風聞あり、本邦駐在十一年有餘に及ぶを以て、其の勞を特に表彰したまふなり、」と記述している(591-2頁)。

○d'Anethan 公使は1910年(明治43年)2月25日、明治天皇に謁し、ベルギーの新皇帝アルベルト1世の信任状を捧呈した(『明治天皇記』第十二、359頁)。

○d'Anethan 公使は1910年(明治43年)7月25日、死去した(『明治天皇紀』第十二、447頁、『外務省調査月報』2014年度/No.2、73頁の注)。

○1911年2月版外交団リストではベルギー公使は空席で、Comte Philippe de Beaufort 二等書記官が臨時代理公使であった。同書記官が臨時代理公使に着任した日付は明らかでない。

5. ブラジル

Henrique Carlos Ribeiro Lisboa 特命全権公使(1897年=明治30年9月15日)〔第九、302頁〕

Manuel de Oliveira Lima 代理公使(1901年=明治34年7月5日)〔第十、86頁〕

Manuel de Oliveira Lima 特命全権公使(1903年=明治36年2月16日)〔第十、371頁〕

Manuel Carlos Gonçalves Pereira 代理公使(1903年=明治36年6月4日)〔第十、441頁〕

Manuel Carlos Gonçalves Pereira 弁理公使(1905年=明治38年4月22日)〔第十一、130頁〕

Manuel Carlos Gonçalves Pereira 特命全権公使(1909年=明治42年3月30日)〔第十二、205頁〕

Gustavo de Vianna Kelsch 臨時代理公使(1911年=明治44年8月)

○ブラジル政府は1897年(明治30年)駐日公使館を開設したが、1年有余でその閉鎖を決定し、そのため Lisboa 公使は1899年(明治32年)4月22日、解任状を捧呈した(『明治天皇紀』第九、635-6頁)。ブラジル公使館は代理公使を館長として1901年(明治34年)、再開設され、Lima 公使が派遣された。『明治天皇紀』第十によると、同公使は同

年7月5日、明治天皇に「敬意を表せんため」参内した（86頁）。彼の資格は代理公使であり、この日に先立って外務大臣に信任状を提出したことが考えられる。『明治天皇紀』第十によると、Lima 公使は特命全権公使に昇任し、パルー駐劄を命ぜられたとして1903年（明治36年）2月16日、天皇にお暇を奏した（371-2頁）。Lima 公使の離任後、誰が臨時代理公使となったのか不明である。

- Lima 公使が駐日代表としては代理公使のままであったのであれば上表から特命全権公使としての彼は省くべきであろう。判断できないまま、仮に掲げた。
- Gonçalves Pereira 公使は資格が代理公使であるため、外務大臣に信任状を提出したと想像される。『明治天皇紀』第十によると、同公使は1903年（明治36年）6月4日、明治天皇に「敬意を表せんため」参内した（441頁）。Gonçalves Pereira 公使はのち弁理公使に昇進したが、『明治天皇紀』第十一によると、同公使は1906年（明治39年）5月14日、「転勤のため帰国せんとするを以て、」天皇に謁してお暇を奏した（551-2頁）。しかし、Gonçalves Pereira 公使は日本に帰任し、さらに特命全権公使として明治天皇の許に信任された。任を終えて帰国することとなったのは1911年（明治44年）8月のことと思われ、これに伴って de Vianna Kelsch が臨時代理公使に任命されたが、正確な日時は不明である。

6. チリ

Don Carlos Morla Vicuña 特命全権公使
（1899年 = 明治32年7月6日）〔第九、680頁〕

Victor Manuel Prieto 臨時代理公使（1909年 = 明治42年7月）

Don Anselmo Hévia Riqueme 特命全権公使

（1910年 = 明治43年3月30日）〔第十二、374頁〕

Don Alfredo Irarrazava Zanartu 特命全権公使（1911年 = 明治44年10月31日）〔第十二、682頁〕

- Morla Vicuña 公使が信任状を捧呈した際、明治天皇は一等書記官ラレン・イララーザヴァル（原綴り不明）に謁を賜った（『明治天皇紀』第九、680頁）。それまで同書記官が臨時代理公使を務めていたのであろう。
- 『明治天皇紀』第十二によると、1907年（明治40年）10月31日、アルフレド・イララサウアル・サニアル特命全権公使（原綴り不明）が信任され、またその際二等書記官エツアルド・ルイツ（原綴り不明）が謁を賜ったという（682頁）。イララサウアル・サニアル公使は信任日から Morla Vicuña 公使の後任者と考えられるが、Irarrazava Zanartu 公使を指している可能性も否定できない。その場合、彼は1911年、再度日本に赴任したことになる。なお、エツアルド・ルイツは Hévia Riqueme 特命全権公使の下でも二等書記官として勤め、明治天皇は1911年（明治44年）12月11日、同公使と共に謁を賜わっている（『明治天皇紀』第十二、711-2頁）。
- 1898年（明治31年）3月、チリ政府は駐日公使館をいったん閉鎖した。
1905年（明治42年）7月、Manuel Prieto 臨時代理公使が着任、チリ公使館を再開設した。
- Hévia Riqueme 公使はメキシコへ転任することとなり、1907年（明治40年）4月22日、明治天皇に拝謁を賜った（『明治天皇紀』第十二、594頁）。
- Irarrazava Zanartu 公使が信任状を捧呈した際、明治天皇は二等書記官エツアルド・ルイツにも謁を賜った（『明治天皇紀』第十二、682頁）。それまで、同書記官がチリ

公使館で臨時代理公使を務めていたものと考えられる。

7. 清国

徐承祖 (Hsü-Cheng-Tsü) 特命全権公使
(1884年 = 明治18年1月2日)〔第六、343頁〕

黎庶昌・特命全権公使 (1888年 = 明治21年
1月22日)〔第七、6頁〕

李經芳・特命全権公使 (1891年 = 明治24年
2月10日)〔第七、749-750頁〕

汪鳳藻・特命全権公使 (1892年 = 明治25年
10月20日)〔第八、133頁〕

裕庚・特命全権公使 (1895年 = 明治28年9
月26日)〔第八、900頁〕

李盛鐸・特命全権公使 (1898年 = 明治31年
12月20日)〔第九、566頁〕

蔡鈞・特命全権公使 (1901年 = 明治34年12
月7日)〔第十、157頁〕

楊樞・特命全権公使 (1903年 = 明治36年10
月28日)〔第十、514頁〕

李家駒・特命全権公使 (1907年 = 明治40年
10月22日)〔第十一、815頁〕 歸

胡惟徳・特命全権公使 (1908年 = 明治41年
8月11日)〔第十二、98-9頁〕

汪大燮 (WANGTAHSIEH) 特命全権公使
(1910年 = 明治43年8月15日)〔第十二、451頁〕

- 黎・公使は2度目の日本勤務であった。彼は1882年(明治15年)2月22日、特命全権公使として信任された経緯があるが(『明治天皇紀』第五、634-5頁)、ふたたび駐日代表に任命され、来日したものである。『明治天皇紀』第七は1896年(明治29年)2月10日、黎・公使が解任状を捧呈したことに関する記事を掲げているが、これによると彼は「管墨に長じ、最も詩を善くす、在任中屢々日清兩國の名士を會し、雅筵を

開き、力めて兩國の親善を謀れり、」という(750頁)。

- 1894年(明治27年)8月1日から1895年(明治28年)4月17日までの日清戦争中、清国公使館は日本より撤退した。『明治天皇紀』第八によると、1894年(明治27年)8月2日、汪鳳藻・公使は「本國政府の命令に依り在東京清国公使館を撤回し、三日、東京を出発して歸国す、」という(474-5頁)。

平和回復後、はじめて日本の土を踏んだ清国の外交代表は裕庚・公使であるが、同公使が信任状を捧呈した際、明治天皇は「兩國の舊に倍して親睦なからんことを望む旨の勅語を賜わった(『明治天皇紀』第八、512頁)。

- 1908年(明治41年)11月14日、清国の光緒帝が死去、12月2日、宣統帝が即位したが、これを受けて、胡・公使は翌1909年(明治42年)3月2日、明治天皇に新帝の信任状を捧呈した(『明治天皇紀』第十二、192-3頁)。

- 清国公使のうち、離任日が判明しているのは次の各公使である。

徐・公使 1888年(明治21年)1月5日(『明治天皇紀』第七、4頁)

黎・公使 1896年(明治29年)2月10日(『明治天皇紀』第七、749-750頁)

裕・公使 1898年(明治31年)10月19日(『明治天皇紀』第九、512頁)

李盛鐸・公使 1898年(明治31年)12月20日(『明治天皇紀』第九、157頁)

蔡・公使 1903年(明治36年)10月28日(『明治天皇紀』第十、514頁)

楊・公使 1907年(明治40年)10月22日(『明治天皇紀』第十一、514頁)

李家駒・公使 1908年(明治41年)8月11日(『明治天皇紀』第十二、98-9頁)

胡・公使 1910年(明治43年)6月6日(『明治天皇紀』第十二、415頁)

各公使の離任後、臨時代理公使が任命さ

れたと思われるが、これについての資料は見当たらない。例外と考えられるのは楊樞及び李家駒両公使が離任したときで、『明治天皇紀』第十一によると楊樞・公使は1907年（明治40年）10月22日、李家駒・新公使と共に明治天皇に謁見し、「樞は解任状を、家駒は信任状を上り、」といい（825頁）、また第十二によると李家駒・公使は1908年（明治41年）8月11日、胡惟徳・新公使と共に参内して明治天皇に謁見し、「家駒は解任状を、惟徳は信任状を上り、...」という（98-9頁）。かかる場合、当然のことながら臨時代理公使の任命は行われな。なお、『明治天皇紀』第八によると、李経芳・公使は1892年（明治25年）10月20日、新任の汪鳳藻・公使と共に参内し、離任状を捧呈しようとしたが、喪中であるため不可とされたという（133頁）。上表では、仮にこの日付を李経芳・公使の離任日と考えた。

清国に限らず、幕末及び明治時代、外交使節及び領事官は軍艦または客船で赴任・離任したが、場合により前任者が任地にいる間に新任者が到着することが少なくなかったであろう。それが大・公使であれば、清国の楊樞及び李家駒両公使のように、新公使と共に参内したことであろう。同様の例は、他国の公使についても見られた（例えば、11. 米国）。

- 1911年（明治44年）10月10日、辛亥革命が発生し、翌1912年（明治45年）1月、革命派は孫文を臨時大統領に推し、南京で中華民国の成立を宣言した。清朝の宣統帝（溥儀）は退位、ここに清朝は滅亡した。本稿に現れる中国公使はいずれも清朝を代表していたことになる。

8. 朝鮮国

関泳俊・弁理公使（1887年＝明治20年9月

20日）〔第六、808頁〕

金嘉鎮・代理公使（1887年＝明治20年12月）
〔第七、466頁〕

金思轍・代理公使（1893年＝明治20年9月11日）〔第八、289頁〕

高永喜・特命全権公使（1895年＝明治28年8月22日）〔第八、883-4頁〕

李夏榮・特命全権公使（1896年＝明治29年5月5日）〔第九、64頁〕

趙秉式・特命全権公使（1900年＝明治33年9月5日）〔第九、886-8頁〕

成岐運・特命全権公使（1900年＝明治33年12月24日）〔第九、943頁〕

高永喜・特命全権公使（1903年＝明治36年3月9日）〔第十、379頁〕

趙民熙・特命全権公使（1904年＝明治37年3月18日）〔第十一、684-5頁〕

- 関・公使の派遣につき、『明治天皇紀』第五は「朝鮮国は未だ我が国に公使を派遣せざりしが、去月従二品関泳俊を辨理公使に任じて我が国に駐劄せしむ、」と述べている（808頁）。

- 金嘉鎮公使は代理公使の資格をもち、したがって外務大臣に信任状を提出したのと思われ、『明治天皇記』に関連記事は見当たらない。しかし、同公使は1890年（明治23年）1月27日、お暇を乞うため明治天皇に拝謁している。『明治天皇記』第七によると、金嘉鎮・公使は「日本語を善くするを以て御前通辨を用ゐず、又現に宮中喪の期間なれども特に臨期除喪したまふ、」という（466頁）。

- 金思轍・公使は、1893年（明治26年）10月10日、賜暇を得て帰国するにあたり、明治天皇より内謁見を賜った（『明治天皇紀』第八、297頁）。また、1890年（明治23年）1月27日、帰国のため参内した（『明治天皇紀』第八、883-4頁）。

- 高永喜・公使は、修信使の随員として訪日

したことがあるという（『明治天皇紀』第五、572-3頁）。同公使は2回日本において朝鮮国を代表した。第1回目の信任は1895年（明治28年）8月22日に行われ、また、同公使は前任の金思轍・公使の解任状をも捧呈した。なお、この際、明治天皇は新任参書官・李臺植に謁を賜った（『明治天皇紀』第八、883-4頁）。第2回の信任は1903年＝明治36年3月9日に行われた。

- 李夏榮・公使は1896年5月5日の参内の際、みずからの信任状及び前任の高永喜・公使の解任状を捧呈した（『明治天皇紀』第九、64頁）。李・公使は帰国を命ぜられ、1898年（明治31年）12月10日、参内してお暇を奏した（『明治天皇紀』第九、64頁）。臨時代理公使には誰が就任したのであろうか。
- 『日本外交史』の「駐日各国大・公使一覧」では金嘉鎮・公使がふたたび日本に在勤することを命じられ、1887年（明治20年）10月、信任されたとしている（672頁）。しかし、同公使の2回目の信任については『明治天皇紀』に関連記事がない。同公使はこのとき特使として来日したものと思われ、上表からは省いた。
- 『日本外交史』の「駐日各国大・公使一覧」は李竣鎔・特命全権公使（李竣鎔の誤りであろう。）の名を掲げる（信任の日付はない、672頁）。しかし、同公使は1907年（明治40年）12月に朝鮮国皇帝の特別使節団のメンバーとして来日したものであり、彼の名は上表からは省いた。
- 朝鮮国王・高宗は1897年（明治30年）10月12日、皇帝に即位し、また国号を大韓帝国（韓国）と称した（『明治天皇紀』第九、319頁）。李夏榮・公使が在任中のことである。
- 高永喜・公使が2回目の信任状捧呈のため参内した際、明治天皇は新任三等参書官・劉燦に謁を賜った（『明治天皇紀』第十一、684-5頁）。おそらく、劉・参書官は高・公使の離任後、臨時代理公使を務めていたの

であろう。

- 趙民熙・公使は大韓帝国の最後の駐日外交代表となった。任を了した彼に対して、1904年（明治37年）4月18日、皇后が謁を賜った。趙公使には、公使館三等参書官・韓基準が随行していた（『明治天皇紀』第十、710頁）。
- 朝鮮国公使館ははじめ京橋区南小田原町三丁目10番地に置かれ、のち赤坂葵町に移転した。（『市政』1992年1月号に掲載の拙稿「築地にあった朝鮮公使館」、112-9頁を参照されたい。）。

9. デンマーク

- Comte D. de Bylandt 弁理公使（1890年＝明治23年5月14日）〔第七、549頁〕
- Jonkhéer Testa 弁理公使（1896年＝明治29年2月5日）〔第九、64-5頁〕
- Jonkhéer Testa 特命全権公使（1900年＝明治33年9月14日）〔第九、889-890頁〕
- Baron Sweertsde Landas Wyborgh 外交事務官（1902年＝明治35年4月）
- Léon Van de Polder 外交事務官（1905年＝明治38年12月）
- Jonkhéer John Loudon 外交事務官（1906年＝明治39年1月）〔第十一、562頁〕
- Leon Van der Polder 外交事務官（1908年＝明治41年6月）
- Jean Herman van Royen 特命全権公使（1908年＝明治41年12月30日）〔第十二、170頁、542頁〕
- 「外交事務官」は“Représentant Diplomatique”の訳である。おそらく、「外交代表」も同様であろう。彼等は外務大臣の許に信任されたと考えられる。なお、当初デンマークの駐日外交代表は歴代オランダ弁理公使（のち特命全権公使）が兼任していた（18. オランダの項参照）。van Royen 公使

は1907年（明治40年）1月12日に離任したが（『明治天皇紀』第十二、542頁）、彼の後任となった **Comte P. Ahlefeld Laurving** 特命全権公使がはじめてデンマークから派遣された駐日外交代表となった。『明治天皇紀』第十二の1912年（明治45年）6月27日付記事は、「今般丁抹國公使館東京に新設せられ、特命全権公使伯爵パー・アーレフェルト・ラウルフィッグ着任す、」と述べている（796頁）。なお、オランダ公使が兼ねてスウェーデン・ノルウェーを代表していた時期があった（24. スウェーデン・ノルウェーの項参照）。

- **Testa** 特命全権公使はスペイン駐節を命ぜられて帰国することとなり、1902年（明治35年）3月6日、明治天皇に解任状を捧呈した（『明治天皇紀』第十、207頁）。
- 1911年2月版外交団リストの発行当時 **van Royen** 外交代表は不在で、おそらくオランダ公使館の **Léon van de Polder** 参事官がデンマーク外交代表臨時代理（**Chargé d’Affaires a.i.**）を兼ねていたと思われる。

10. スペイン

Don José Delvat 弁理公使（1886年＝明治19年6月5日）〔第六、540-1頁〕

Don Luis del Castillo y Trigueros 代理公使（1879＝明治12年10月7日）〔第四、768-9頁〕

Don Luis del Castillo y Trigueros 弁理公使（1883＝明治16年6月7日）〔第五、65頁〕

Don Luis del Castillo y Trigueros 特命全権公使（1888年＝明治21年12月11日）〔第七、168頁〕

Don José Caro 臨時代理公使（1895年＝明治28年1月11日）

Don José de la Rica y Calvo 特命全権公使（1895年＝明治28年7月17日）〔第八、861頁〕

Don Manuel de Carcer y Salamanca 臨時代理公使（1896年＝明治29年6月8日）

Don Luis de la Barrera y Riera 特命全権公使（1896年＝明治29年7月9日）〔第九、98-9頁〕

Don Justo Garrido y Cisneros 臨時代理公使（1907年＝明治40年5月14日）

Don Ramiro Gil de Uribarri y Ossorio 特命全権公使（1907年＝明治40年8月19日）〔第十一、777頁〕

- 『明治天皇紀』第三によると、1875年（明治8年）6月30日、スペインのドン・マリアノ・アルバレツ代理公使（原綴り不明）が信任された（469頁）。『明治天皇紀』第四によると、1879年（明治12年）10月7日、アルバレツは全権公使に昇進し、帰国することとなったため、新任の **Castilio y Triguero** 公使と共に参内、明治天皇より内謁見を賜った（768-9頁）。『明治天皇紀』を読む限り、**Delvat** 公使は臨時代理公使であった如くである。当初アルバレツは総領事として来日、その後、1875年（明治8年）6月30日、代理公使に任ぜられたものである（『明治天皇記』第三、469頁）。

- 『明治天皇紀』第六によると、**Delvat** 公使は1886年（明治19年）2月4日、参内したが、「來朝の途次、皇帝の崩御に際し、國書を捧呈するを得ず、仍りて假に謁を賜ひ、國書の到達するを待たしむ、」とある（540-1頁）。同書の同年6月5日には、「同國（スペイン）摂政マリア・クリスチアナの國書到達したるを以て、参内、之れを捧呈す、」の記事がある（595頁）。上表では、1886年6月5日を **Delvat** 公使の信任日とした。なお、6月5日付記事によると、この際 **Delvat** 公使は書記官ペードロ・ド・カレーレ（原綴り不明）を伴って参内したが、おそらく同書記官は、それまで臨時代理公使を務めていたものであろう。

○ **Castilio y Trigueros** 公使は弁理公使に昇進し、1883年（明治16年）6月7日、参内して内謁見を賜った（『明治天皇紀』第六、65頁）。『明治天皇紀』第七によると、スペインは日本駐箚の使臣を昇等し特命全権公使とすることとし、**Castilio y Trigueros** 弁理公使をこれに任じて赴任せしむ、という（168頁）。

同公使は在ブラジル特命全権公使に任ぜられ、1895年（明治28年）1月11日、帰国にあたって参内、皇后にお暇を告げた（『明治天皇紀』第八、638頁、当時明治天皇は広島に行幸中）。この日付を、**Caro** が臨時代理公使に着任した日とした。

○ **de la Rica y Calvo** 公使は1896年（明治29年）6月8日、帰国につき拝謁した（『明治天皇紀』第九、84頁）。この日付を **Carcer y Salamanca** が臨時代理公使に就いた日とした。

○ **de la Barrera y Riera** 公使はアルゼンティンに転出することとなり、1907年（明治40年）5月14日、明治天皇に解任状を捧呈した（733-4頁）。上表では、この日付を **Garrido y Cisneros** 臨時代理公使の着任日とした。

○1911年2月版外交団リストによると当時 **Gil de Uribarri** 公使は不在で、**Don Manuel de Ynclán** 三等書記官が臨時代理公使であった。同書記官がこのポストに就いた日付は明らかでない。上表で示した如く、**Gil de Uribarri** 公使は1907年（明治40年）8月19日、明治天皇に信任されたが、この際、明治天皇は **Garrido y Cisneros** 三等書記官にも謁を賜った（『明治天皇紀』第十一、777頁）。この日をもって同書記官は臨時代理公使の任を解かれたのである。

（未完）

注

- (1) 拙著『幕末の駐日外交官・領事官』（雄松堂出版、1988年）、11頁。
- (2) 第3版まで『帝国外交の基本政策』と題されていた。
- (3) **Rutland, Vermont and Tokyo, Japan: Charles E. Tuttle Co., 1968.**
- (4) 『大正天皇実紀』及び『官報』については『外務省調査月報』2014年度/No. 2の冒頭で触れた（73頁）。『昭和天皇実紀』については、東京書籍株式会社の手で刊行が開始された。全18巻（これに索引1巻が加わる。）であるが、すでに第1及び第2が上梓されている（いずれも2015年3月30日刊）。
- (5) 例えば、立教大学史学会『史苑』2000年3月号の拙稿「立教学校発祥地についての一考察」に若干の関連情報が含まれている。

また、東京市政調査会『都市問題』に掲載の「築地居留地31番・32番—東京における最初の外国商人の居住地—」（1）－（3）で築地にペルー及びオーストリア両公使館が置かれたことを明らかにした（1985年9月刊の（2）、77-82頁）。他にも東京都職員文化会『職員文化』—1985年頒春号及び早春号（それぞれ1月及び3月刊）に「ペルーの使節団・公使館」を掲載した。（「築地居留地に設けられた外国公館」のシリーズ名でペルー以外の国の公館についても執筆する予定であったが、つづきは結局『市政』等に発表した。）

全国市長会『市政』—築地にあった米国公使館（1992年2月）、同じく築地に開設された諸外国の領事館（1992年3、4月）について述べた。

立教大学礼拝堂 *Chapel News*—1999年3月から2005年3月号まで断片的に執筆、その間築地にあった米国公使館及び同館と米国聖公会との関係について言及した。

聖路加国際病院『明るい窓』—2001年2・3月号に米国公使館の通訳官を務めた **Dr. Willis N. Whitney** につき触れた。彼は医者で

あったが、東京医学校（東大医学部の前身）に学び、米国でさらに医学を修めたあとの1882年（明治15年）再来日、米国公使館に勤務したが、1886年（明治19年）1月、赤坂にTokyo Memorial Cottage Hospitalを開設したので公使館勤務は長くはなかったようである。一般に、公使館付の僧官・医師は専属ではない場合が多かった（したがって住まいも別）ようである。

筆者はペルー在勤中、邦字紙『ペルー新報』の1979年5月22日付から30日付まで「在リマ領事館の歴史」、また1980年10月24日付から12月2日付まで「日本・ペルー外交の『英雄時代』」を連載した。

また、筆者は“Representantes Diplomáticos y Consulares cambiados entre el Perú y el Japón”を作成したが、これはペルーから日本に派遣された歴代の外交使節・領事官に加えて、日本がペルーに置いた歴代の外交使

節・領事官に関するデータをリストにまとめたものである。

また、筆者は本紀要の第10集（2015年3月刊）に「西園寺公望公の第1回外遊について」を寄稿したが、ここで初代駐米外交代表であった森有禮・少弁務使（のち代理公使と改称）が1872年11月14日（明治5年10月14日）、米国のHamilton Fish 国務長官に信任された経緯を明らかにしたほか、在サン・フランシスコ名誉領事 Charles W. Brooks についても触れた（121-131頁）。なお、『明治天皇紀』に同領事に関する二つの記事がある（第二、402頁、第三、139頁）。

- (6) von Holleben 公使の離任後、ドクトル・フォン・ワルツハウゼン（原綴り不明）が臨時代理公使となったようである。『明治天皇紀』第八によると、1892年（明治25年）2月11日、明治天皇は臨時代理公使フォン・ワルツハウゼンに謁を賜った、という（17頁）。